

富山市公の施設の使用料の適正化に関する基本方針

令和7年11月策定

富山市 企画管理部 行政経営課

目 次

I 基本方針.....	1
1 基本方針策定の目的.....	1
2 基本的な考え方.....	2
(1) 算定根拠の明確化.....	2
(2) 受益者負担と公費負担の公平性.....	2
(3) 減免の考え方の明確化.....	2
(4) 定期的な見直し.....	2
(5) 見直しの対象範囲.....	2
II 使用料算定の考え方と算定方法.....	3
1 使用料算定の考え方.....	3
2 使用料の算定方法.....	4
(1) 原価の対象経費.....	4
(2) 原価の計算.....	5
(3) 受益者負担割合.....	5
(4) 激変緩和措置.....	6
III 使用料の設定に関する留意事項.....	7
1 類似(同一目的)施設間の調整について	7
2 指定管理者制度を導入している施設への適用.....	7
IV 使用料の減免について.....	8
1 減免制度の現状と課題.....	8
2 減免基準について.....	8
(1) 共通減免.....	8
(2) 政策的減免.....	9

I 基本方針

1 基本方針策定の目的

公の施設^{※1}では、多様化する市民ニーズに対応するため、様々な行政サービスを提供しており、そのサービスの提供や施設の管理運営には、多大なコストを要しています。

公の施設の使用料^{※2}は、施設の利用者からサービスの対価として徴収する市の歳入であり、施設の管理運営等に要する経費に充てられていますが、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、施設の非利用者も間接的に経費を負担していることになります。

本市における公の施設の使用料については、他都市や類似施設の料金を参考にするなど、各々の施設ごとに料金を設定してきましたが、これまで使用料の算定方法や見直し時期を定めた統一的なルールがなく、その算定根拠が不明確であったり、サービス間の整合性が図られていなかったりする状況となっていました。

そこで、市が提供する行政サービスに要するコストを明確化した上で、サービスの特性に応じた適正なコスト負担のあり方を定めることで、施設の利用者と非利用者の間の負担の公平性を保ちつつ、施設の管理運営に係る経費を適切に確保することを目的として、基本方針を策定します。

※1 公の施設

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

【地方自治法第244条】

※2 使用料

・普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

【地方自治法第225条】

・使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので、公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないことから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とすると考えるべきであろう。

【地方自治法逐条解説より抜粋】

2 基本的な考え方

(1) 算定根拠の明確化

統一的な考え方に基づき、使用料の算定基礎となる対象経費及び算定方法を明確化します。

(2) 受益者負担と公費負担の公平性

公の施設の管理運営等に要する費用は、施設利用者が納める使用料（受益者負担）と市民が納める税金（公費負担）によって賄われています。

受益者負担と公費負担の割合については、公の施設の設置目的や性質に応じた適正な受益者負担割合を設定し、各施設の使用料を算定します。

(3) 減免の考え方の明確化

減免措置は受益者負担の原則の例外措置であり、その適用については真にやむを得ないものに限定する必要があるため、使用料の減免に関する考え方を明確にします。

(4) 定期的な見直し

各施設の使用料については、概ね5年毎に見直しを行います。ただし、社会経済情勢等が大きく変化した場合には、必要に応じて隨時見直しを行います。

(5) 見直しの対象範囲

次の①～④で掲げる場合を除き、原則として、既に使用料（利用料金の上限額を含む。）が設定されている全ての公の施設で使用料の見直しを実施します。

なお、現在、無料利用を前提としている施設については、施設の設置目的や近隣自治体の状況等を踏まえて、使用料を設定すべきと判断した場合には、原則として、基本方針の考えに基づき料金設定を行うものとします。

- ① 法令等（市の条例、規則等を除く。）により使用料を徴収することができないもの（図書館、小中学校等）
- ② 法令等により算定方法が定められているもの及び国県等の基準に準じて定められているもの（保育所等）
- ③ 特別会計、公営企業会計による独立採算を前提としているもの
- ④ その他、無料での使用が想定される施設（公文書館、児童館等）等

II 使用料算定の考え方と算定方法

1 使用料算定の考え方

使用料の算定方法は、原則として以下のとおりとします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

【原価】

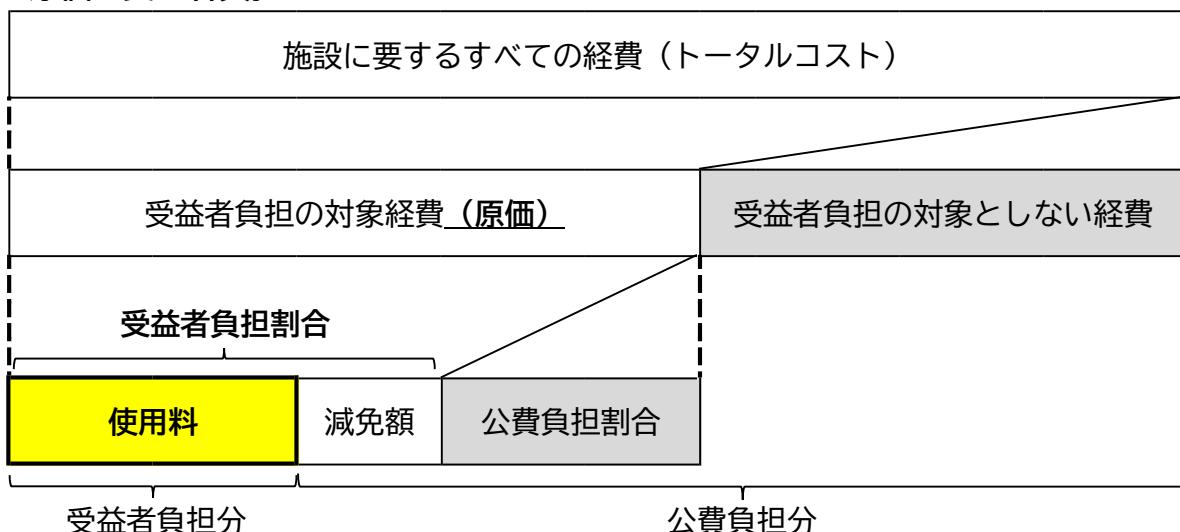
行政サービスの提供に必要な経費のうち、施設利用者（受益者）に負担を求める対象とする経費のこと。

公の施設に係る経費には、施設の建設費や減価償却費、大規模修繕・更新投資等の「イニシャルコスト」と、通常の施設の運営・維持管理に要する「ランニングコスト」が含まれているが、公の施設は、住民の福祉を増進する目的で開設されており、市民がその施設を等しく利用できるのであれば、当該施設は市民全体の財産となるため、基本方針ではイニシャルコストは公費負担とし、ランニングコストを使用料で賄うという考え方を基本とする。

【受益者負担割合】

多種多様な公の施設の使用料設定にあたり、施設の設置目的や、提供される行政サービスの性質等を考慮しながら、施設分類ごとに使用料（受益者）と税金（公費）の負担割合を定めたもの。

原価と受益者負担のイメージ



2 使用料の算定方法

(1) 原価の対象経費

原価の算定基礎となる対象経費は、次に掲げる施設の維持管理及び運営に係る費用（過去3か年の平均）とします。

【原価に含める経費】

費目	内容	
人件費	<p>施設の維持管理や運営業務に携わる職員の人件費 【正規職員及び再任用職員】 ・普通会計の全職員の平均人件費に、業務に携わる職員数を乗じて算出した額 【会計年度任用職員及び再雇用職員】 ・職員報酬、職員手当、共済費等の実績額</p>	
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
	委託料	施設の運営や保守点検等に係る業務の委託料
	備品購入費	事務用機械器具等の購入費
	その他	使用料や賃借料など、サービス提供及び施設の維持管理に要する上記以外の費用(報償費、維持補修のための経費等)
指定管理業務に係る費用	指定管理業務の管理運営費実績額 (※ 自主事業の実施等に係る費用は除く。)	

※ 使用料を除く財源（国、県支出金等）は、費用から控除する。

【(参考)原価に含めない経費】

費目	内容
資本的支出及び大規模修繕費 (概ね50万円超)	市の公の施設は、全ての市民に利用機会を提供するものであり、市民全体の財産となるため、原価の対象外とします。
災害復旧など、一時的・臨時の に要する費用	災害復旧等の特殊事情により一時的・臨時に要する費用など、通常の施設運営以外に係る費用は公費で賄うことが適切であるため、原価の対象外とします。
特定の受益者に要する費用	イベントの実施等に要する費用は、通常の施設利用に関連せず、該当イベントへの参加者など、特定の受益者にのみ便益が発生するものであり、必要に応じて参加者からの実費徴収等により経費を賄うべきものであることから、原価の対象外とします。

(2) 原価の計算

1人あたりの利用料金を徴収する「個人利用」と、一定時間の部屋等の貸出について料金を徴収する「スペース利用」について、対象経費を基に、次のとおり原価を計算します。

① 個人利用（美術館、プール等）の原価計算

$$1\text{人あたり原価} = \frac{\text{対象経費（3か年平均）}}{\text{年間施設利用者数}}$$

② スペース利用（ホール、会議室等）の原価計算

$$1\text{時間あたり原価} = \frac{\text{対象経費（3か年平均）}}{\text{年間施設利用可能時間}} \\ \div \frac{\text{貸出対象総面積} \times \text{利用（室）面積}}{1\text{時間あたり原価}}$$

(3) 受益者負担割合

行政サービスとして提供する公の施設は、市民の生活に必要な施設ではあるものの、採算性等の理由により民間によるサービスが提供されにくい施設から、民間においても類似のサービスが提供されている施設まで、幅広く存在しています。

このため、全ての施設で施設利用者（受益者）に一律の負担割合を適用することは困難であることから、各施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、施設分類ごとの「受益者負担割合」を設定します。

① 必需性(市民が日常生活を営む上での必要性)

区分	施設の性質	必需性
A (必需的)	市民が社会生活を営むうえで必要な公共性が高い施設	 高い ↓ 低い
B (中間的)	一定の公共性のもとに特定の利用者が便宜を受ける施設	
C (選択的)	日常生活をより豊かにするため、個人の価値観や趣味・嗜好に応じて選択的に利用される施設	

② 市場性(民間による提供可能性)

区分	施設の性質	市場性
I (市場的)	収益性が高く、民間でも類似サービスの提供が広く行われている施設	 高い ↓ 低い
II (中間的)	一定の収益性があり、民間でも類似サービスの提供が行われている施設	
III (公共的)	収益性が低く、民間による類似サービスの提供が困難な施設	

【受益者負担割合マトリクス】



(4) 激変緩和措置

基本方針に基づき算定した使用料が現行の使用料を大幅に上回る場合は、施設利用者への過度な負担とならないよう、激変緩和措置として現行使用料の1.5倍の料金を改定上限とします。

※ 算定した改定料金が、市場価格や同種施設の使用料等と著しく乖離する場合には、必要に応じて個別の改定上限率を設定することも可能とします。

III 使用料の設定に関する留意事項

1 類似(同一目的)施設間の調整について

算定した改定使用料は、施設ごとに適用することとしますが、利用目的や利用形態等が同じ施設に対し、異なる使用料を適用すると、公平性や利便性を阻害してしまう恐れがあります。

そのため、類似（同一目的）施設間での調整が必要であると認められる場合には、代表的な施設の改定使用料や、同種施設の平均値等を適用すること等により、当該施設の使用料を決定することを可能とします。

2 指定管理者制度を導入している施設への適用

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、基本方針に基づき料金の見直しを実施します。

なお、利用料金制を導入している施設については、市は条例で定める利用料金上限額を改定し、指定管理者は改定後の上限額の範囲内で、必要に応じて利用料金の見直しを行うこととします。

ただし、指定期間中における料金の改定については、指定管理者と協議の上で実施するものとし、指定期間内の見直しの実施が困難な場合には、次期の指定管理者を募集する際に改定料金を適用することとします。

IV 使用料の減免について

1 減免制度の現状と課題

公の施設では、施設利用者は使用料を等しく負担することとしていますが、その負担を政策的に軽減する必要がある場合には、使用料の全部又は一部を免除できることとしており、各施設では、高齢者や障がい者の社会参加の促進、社会教育・福祉・地域住民等の活動の促進等の個別の目的に基づき、施設ごとに減免規定を設定しています。

使用料の減免は、施設の利用活性化に一定の効果はあるものの、施設によっては、その利用のほとんどが減免の対象になっているなど、そのあり方が問われる現状となっており、減免基準の明確化・統一化が求められています。

減額に相当する負担は公費で補うこととなりますし、受益者負担の公平性を確保する観点から、使用料の減免を真にやむを得ないものに限定する必要があるため、減免に関する統一的な考え方を示します。

2 減免基準について

(1) 共通減免

共通減免基準で定める減免事由を適用する場合、対象の定義や減免割合は、次のとおり全施設共通のものとします。

○共通減免基準（令和8年4月1日から適用）

減免事由	対象の定義	減免割合 (上限)
主催	<ul style="list-style-type: none">・市（教育委員会、公民館等を含む。以下同様。）が当該行事の企画及び運営を行うこと。・指定管理者が指定管理業務で使用する場合を含む。	100%
共催	<ul style="list-style-type: none">・市が主催者の一員として当該行事の企画または運営に参加し、共同責任者として責任の一部を分担すること。・市が加入し、企画または運営に参加する実行委員会等を含む。	50%
後援	<ul style="list-style-type: none">・市が当該行事の企画または運営に参加はしないが、その趣旨に賛同し、奨励の意を表すること。・<u>市が加入する実行委員会等のうち、企画または運営への市の実質的な参加、金銭的負担、共同責任等が無いものについては、共催ではなく後援とする。</u>	0% (減免なし)

※ 「主催」「共催」による減免割合が上限の範囲内である場合、共通減免基準にあわせて減免割合を引き上げる必要はない。

(2) 政策的減免

各施設において独自に減免対象を定める場合には、特例的措置として、施設の設置目的等に応じた減免規定（政策的減免）を設定できるものとします。

（減免対象の例：小中学生、高齢者 等）

なお、新たに政策的減免を設ける場合には、減免の目的・政策的な効果等について十分な検討を行った上で減免規定を設定し、減免規定を設定した後も、監査で目的や効果が不明確と指摘される等、減免する意義が低下した場合には、施設ごとに適宜規定の見直しを行うこととします。